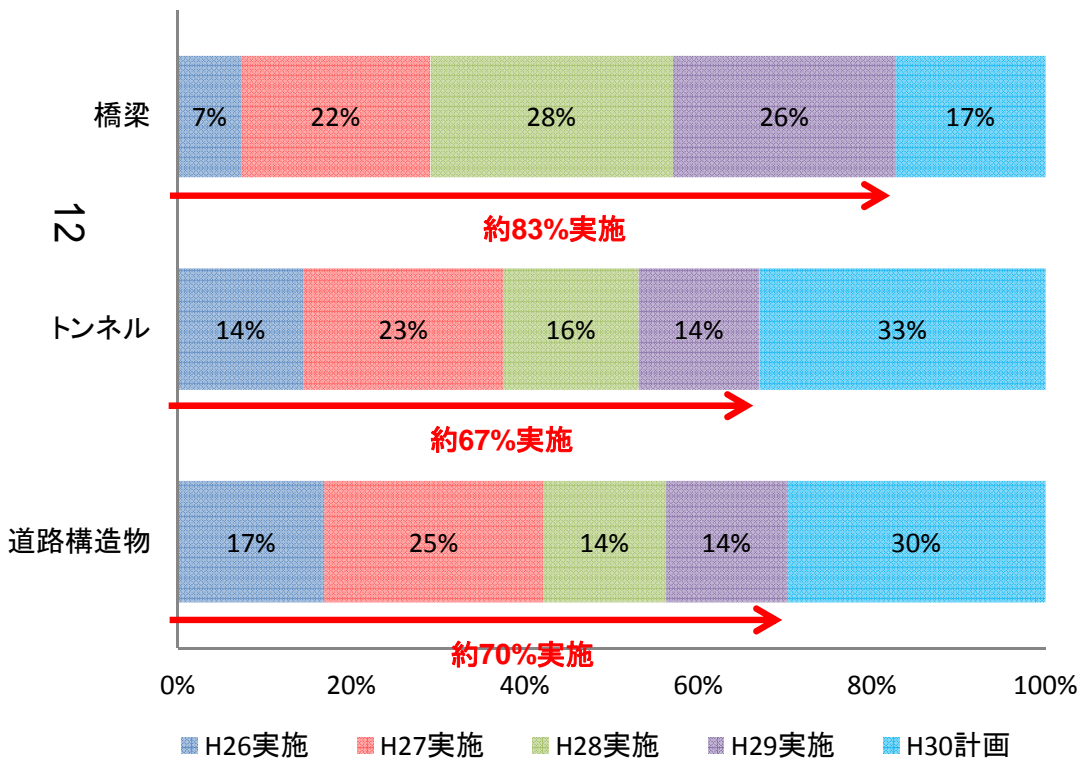


# 平成29年度点検実施速報(全体)

- 平成26年7月の省令施行を踏まえ、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1回の近接目視による点検計画を策定
- 平成29年度の点検実施率は、橋梁 約26%、トンネル 約14%、道路附属物等 約14%
- 橋梁については、4力年で約8割点検完了
- トンネル、道路附属物等は、約7割点検完了

## <<5年間の点検計画と平成26・27・28・29年度の実施速報>>



【平成29年度 点検状況(全体)】

道路施設	管理施設数	点検実施数				H29 点検実施率
		H26	H27	H28	H29	
橋梁	30,239	2,207	6,589	8,459	7,764	26%
トンネル	373	54	86	58	52	14%
道路附属物等	2,148	363	542	304	299	14%

注: H30.3月末時点

【橋梁点検状況(管理者別)】

管理者	管理施設数	点検実施数				H29 点検実施率
		H26	H27	H28	H29	
国土交通省	1,248	318	213	274	268	21%
高速道路会社	1,306	316	322	169	213	16%
兵庫県	5,017	140	1,168	1,354	1,061	21%
政令市	2,381	78	271	990	669	28%
市町	20,287	1,355	4,615	5,672	5,553	27%
合計	30,239	2,207	6,589	8,459	7,764	26%

注: H30.3月末時点

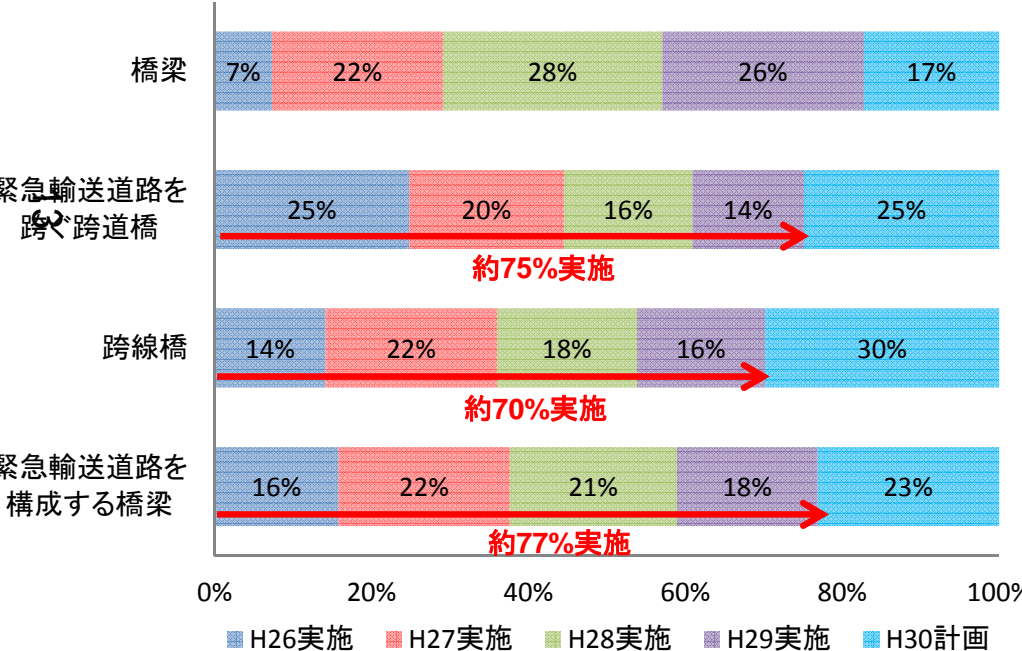
※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。  
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合があります。

# 平成29年度点検実施速報(橋梁)

○最優先で点検すべき橋梁の平成29年度の点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約14%、跨線橋約16%、緊急輸送道路を構成する橋梁約18%であり、跨線橋以外は4力年で約75%程度点検が完了しており、跨線橋の進捗が少し遅れている。

○跨線橋の点検には、鉄道事業者との協議や調整に時間を要するなどの課題が存在するが、ほぼ全ての鉄道事業者と今後の点検計画を確認済み

## <<最優先で点検すべき橋梁の点検計画と平成26・27・28・29年度の実施速報>>



道路施設	管理施設数	点検実施数				H29 点検実施率
		H26	H27	H28	H29	
全橋梁	30,239	2,207	6,589	8,459	7,764	26%
緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋	651	162	129	107	93	14%
跨線橋	268	38	60	48	44	16%
緊急輸送道路を構成する橋梁	4,548	711	987	962	809	18%

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。  
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合があります。

注: H30.3月末時点

### <橋梁の点検方針>

- コンクリート片の落下等による第三者被害の予防並びに路線の重要性の観点から、以下については、最優先で点検を推進
- ・緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋
  - ・跨線橋
  - ・緊急輸送道路を構成する橋梁

# 平成29年度点検実施速報(橋梁)

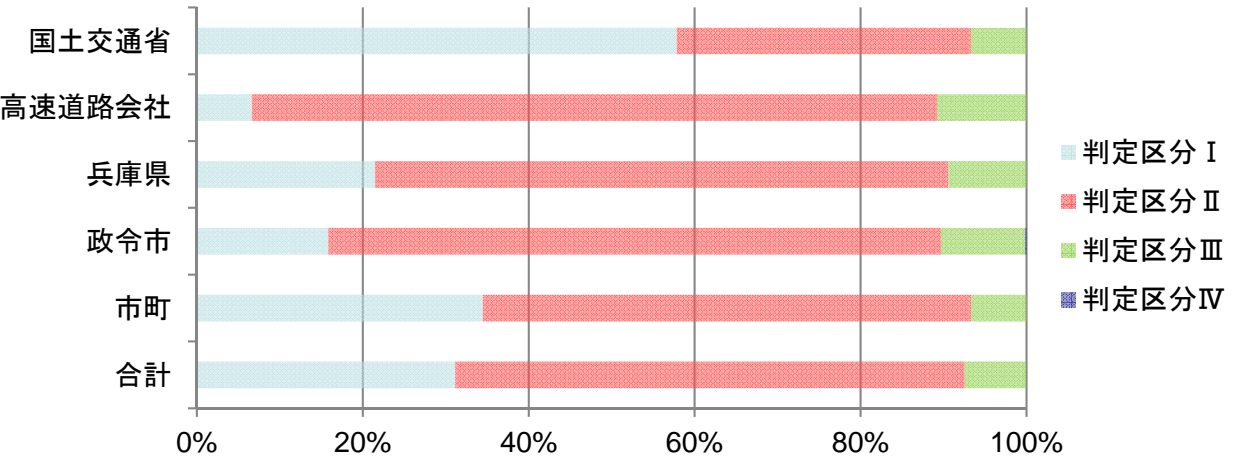
○平成29年度については、点検実施数に対して、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 1橋（0.01%）が該当、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 580橋（7%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 4,766橋（61%）

## <<平成29年度管理者別点検速報（橋梁）>>

管理者	管理施設数	H29 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	1,248	268	155	95	18	0
高速道路会社	1,306	213	14	176	23	0
兵庫県	5,017	1,061	228	733	100	0
政令市	2,381	669	106	494	68	1
市町	20,287	5,553	1,914	3,268	371	0
合計	30,239	7,764	2,417	4,766	580	1

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。  
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注：H30.3月末時点



### 橋梁の判定区分の評価

判定Ⅰ：国が5割に対して、市町は3割強、兵庫県は約2割  
 政令市・高速道路会社と健全度が低くなっている。  
 判定Ⅱ：高速道路会社は約8割、政令市・兵庫県は約7割  
 市町は約6割が予防保全段階となっている。  
 判定Ⅲ：全体的に1割前後と少ない  
 判定Ⅳ：政令市での発生がある

# 平成29年度点検実施速報(トンネル)

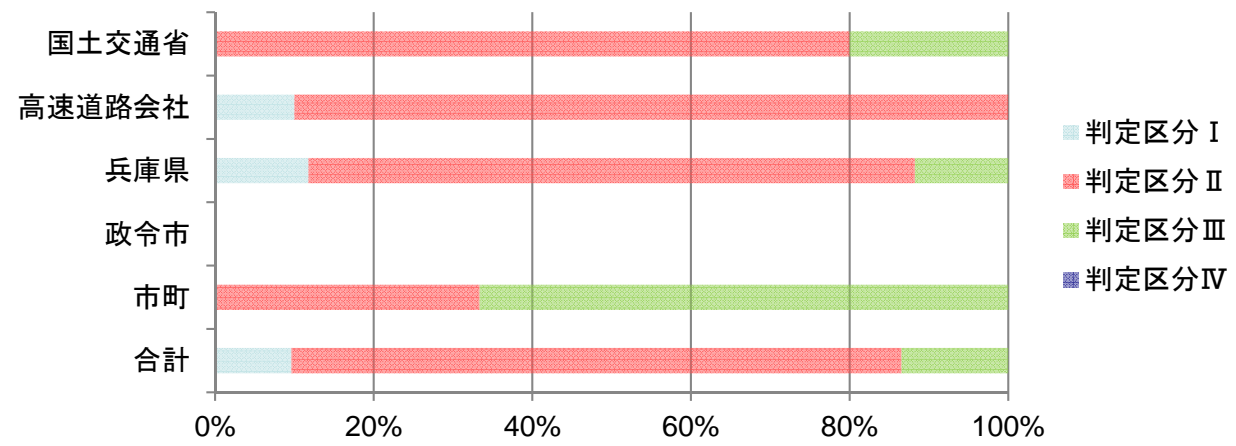
○平成29年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0本（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 7本（13%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 40本（77%）

## <<平成29年度管理者別点検速報（トンネル）>>

管理者	管理施設数	H29 点検実施数	判定区分内訳			
			I	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	49	5	0	4	1	0
高速道路会社	132	10	1	9	0	0
兵庫県	117	34	4	26	4	0
政令市	45	0	0	0	0	0
市町	30	3	0	1	2	0
合計	373	52	5	40	7	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合がある。  
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合がある。

注：H30.3月末時点



### トンネルの判定区分の評価

判定Ⅰ：高速道路会社・兵庫県は約1割となっている。  
 判定Ⅱ：高速道路会社は約9割、国・兵庫県は約8割  
 市町は約3割が予防保全段階となっている。  
 判定Ⅲ：市町は約7割と高く、国は約2割、兵庫県は約1割  
 が早く措置を講ずべき状態である。  
 判定Ⅳ：なし

# 平成29年度点検実施速報(道路附属物等)

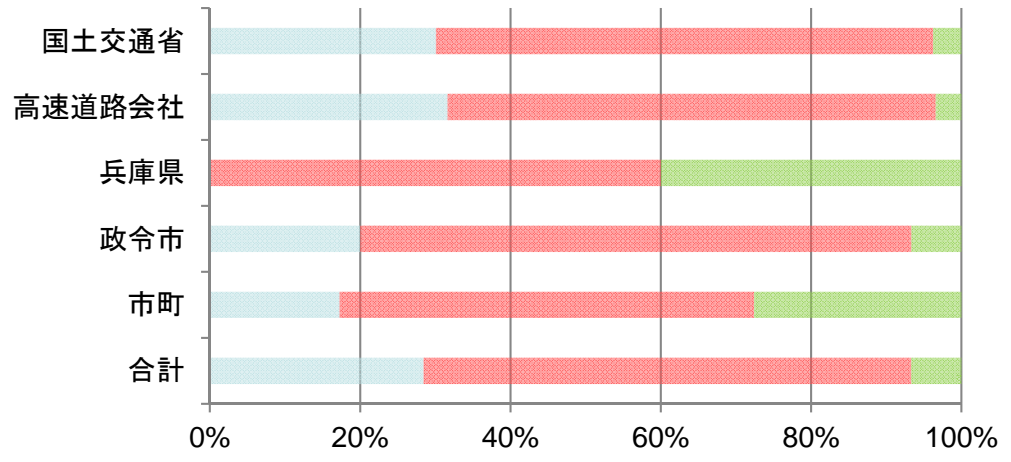
○平成29年度については、判定区分Ⅳ（緊急に措置を講ずべき状態）は 0基（0%）で該当なく、判定区分Ⅲ（早く措置を講ずべき状態）は 20基（7%）、さらに判定区分Ⅱ（予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態）は 194基（65%）

## <<平成29年度管理者別点検速報（道路附属物等）>>

管理者	管理施設数	H29 点検実施数	判定区分内訳			
			I	II	III	IV
国土交通省	442	133	40	88	5	0
高速道路会社	907	117	37	76	4	0
兵庫県	309	5	0	3	2	0
政令市	303	15	3	11	1	0
市町	187	29	5	16	8	0
合計	2,148	299	85	194	20	0

※ 点検実施数は速報値であり、精査によって実施数は変更する場合があります。  
 ※ 管理施設数は移管等により以前の施設数と変更になっている場合があります。

注：H30.3月末時点



### 道路附属物等の判定区分の評価

判定Ⅰ：国・高速道路会社は約3割、政令市・市町は約2割となっている。

判定Ⅱ：政令市は約7割、残りは6割前後が予防保全段階となっている。

判定Ⅲ：兵庫県は約4割、市町は約3割とやや高く、残りは1割未満が早く措置を講ずべき状態である。

判定Ⅳ：なし